

業務規程からの抜粋

(一般負担金の額)

第9条 一般負担金は、新規会員負担金を納付する会員を除いた会員が納付するものとし、その額は次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 単年度積戻必要額の100分の10に相当する額を会員の数で除して得た額
- (2) 単年度積戻必要額の100分の20に相当する額に各会員の商品先物取引に係る受取委託手数料及び商品トレーディング損益の額の合算額(当該合算額が負となる場合にあっては零とし、負担金を納付すべき日を含む会員の事業年度の前々事業年度における受取委託手数料及び商品トレーディング損益の合算額をいう。以下この号において同じ。)を全ての会員の受取委託手数料及び商品トレーディング損益の合算額の合計額で除して得た比率を乗じて得た額
- (3) 単年度積戻必要額の100分の20に相当する額に各会員の直近1年間における建玉を有する委託者数の月末平均値(以下「建玉委託者数」という。)を全ての会員の建玉委託者数の合計値で除して得た比率を乗じて得た額
- (4) 単年度積戻必要額の100分の50に相当する額に各会員の直近1年間における総取引枚数を全ての会員の総取引枚数の合計値で除して得た比率を乗じて得た額

なお、新規会員負担金の納付があった場合は、必要に応じて準備金の委託者保護資金への繰入予定額又は一般負担金の額を改定する。

- 2 前項第2号、第3号及び第4号に定める受取委託手数料、商品トレーディング損益、建玉委託者数及び総取引枚数は規則第117条第1項第1号に規定する様式第12号により作成した月次報告書に基づく金額、取引実績委託者等数及び取引数量とする。